

■学校保健法で定められている伝染性疾病一覧表

| 区分 | 対象疾病 | 通園停止期間の基準 | 登園許可 |
|-----|---|--|------|
| 第1種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (SARS・コロナウィルス) 痘そう ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 南米出血熱 鳥インフルエンザ(H5N1) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症 | 完治するまで | 必要 |
| 第2種 | インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 発症後5日を経過し、且つ解熱後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで 熱が下がってから3日間経過するまで 耳下腺・顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、全身状態が良好になるまで 発疹が消えるまで 発疹が全てかさぶたになるまで 症状が消えてから2日経過するまで 医師が伝染の懼れがないと認めるまで 医師が伝染の懼れがないと認めるまで | 必要 |
| 第3種 | 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の伝染病 | 医師が伝染の懼れがないと認めるまで | 必要 |

上記の伝染性疾病にかかった、あるいはかかった疑いのある園児さんは、専門医に「登園許可書」又は「証明書」を作成してもらい、登園するようにしてください。(園に「証明書」の用紙がありますので、必要な方は申し出てください。)

登園許可書が提出されませんと、保育を行うことが出来ませんので、ご了承ください。